地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十八号

政令第百六十八号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十九号

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十九号）の施行に伴い、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第一条　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第二条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十五条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第三条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第八条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十四条の三及び第十八条の表平成二十八年三月三十一日の項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　郡司　彰
国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十号

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、離島振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十号）の一部の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務省組織令の一部改正）

第一条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。